プレス検査業者災害防止協議会　事業委員会設置要綱

１　目的

プレス検査業者災害防止協議会　事業委員会は、プレス検査業者災害防止協議会（以下「プレス協議会」という。）又はプレス協議会会員（以下「会員」という。）が行う事業場におけるプレス災害の防止のための活動を促進するため、以下の事項について審議することを目的に設置することとする。

(1) 日本フルハップ プレス検査業者災害防止協議会との連携の推進について
(2) 動力プレス機械特定自主検査報告書に係るデジタル化への対応について
(3) 既存不適合なプレス機械等の危険なプレス機械の安全化に係る広報活動について
(4) その他

２　事業委員会の委員構成について

事業委員会の委員は、プレス協議会役員(相談役を含む)またはプレス協議会役員が所属する検査業者の職員により構成する。

３　事業委員会委員の任期について

事業委員会委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　事業委員会の事務局について

事業委員会の事務局は、中央労働災害防止協会技術支援部が務めることとする。